

素敵に

中央区分譲マンション管理情報誌 第**65**号

マンションライフ



マンションの 防犯対策

特集

令和5年度 第1回

中央区分譲マンション管理セミナー

マ・ン・シ・ヨ・ン・管・理・組・合

～管理組合の役員として知つておきたいこと～



1 理事・監事の業務のポイント

2 規約・細則の役割と整備手続き

日 時 令和5年 6月4日(日) 午後1時30分～3時30分

セミナー終了後に中央区分譲マンション管理組合交流会員との
座談会を行います(午後5時終了予定)。

会 場 中央区役所 8階 大会議室

講 師 マンション管理士・防災士 市川 貴久

対 象 区内の分譲マンションにお住まいの区分所有者および管理組合の役員

定 員 100名(先着順) 費 用 無料

申込期間 5月15日(月)から6月2日(金)まで

申込方法 電話 または ファクス

(①マンション名 ②所在地 ③氏名 ④電話番号を記入)

電話は平日の午前8時30分から午後5時まで、

ファクスは6月2日の午後5時までにお申し込みください。

申込(問合せ)先

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2階

一般財団法人 中央区都市整備公社

TEL 3561-5191 FAX 3561-5192

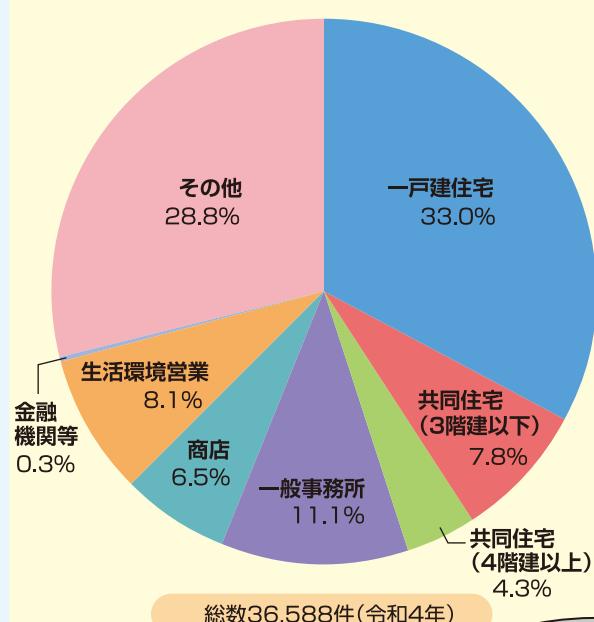
特集

マンションの 防犯対策

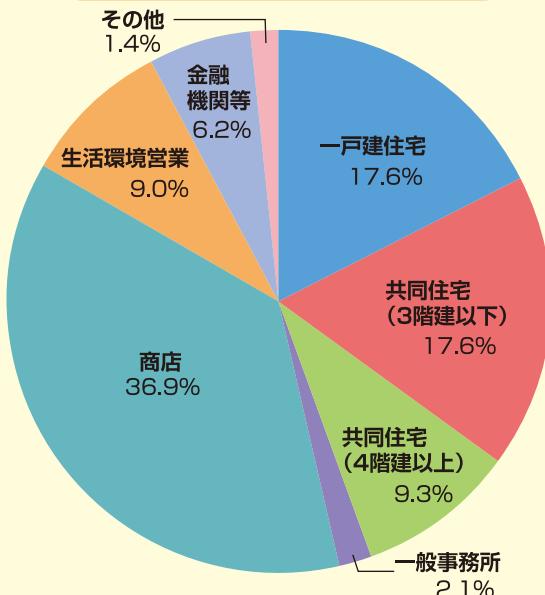
1 マンションでも窃盗・強盗は多発している!

令和4年に発生した全国の侵入窃盗のうち、4.3%は4階建以上の共同住宅で発生しています。また、侵入強盗においては絶対数は少ないものの、9.3%とおよそ10件に1件が4階建以上の共同住宅で発生しています。

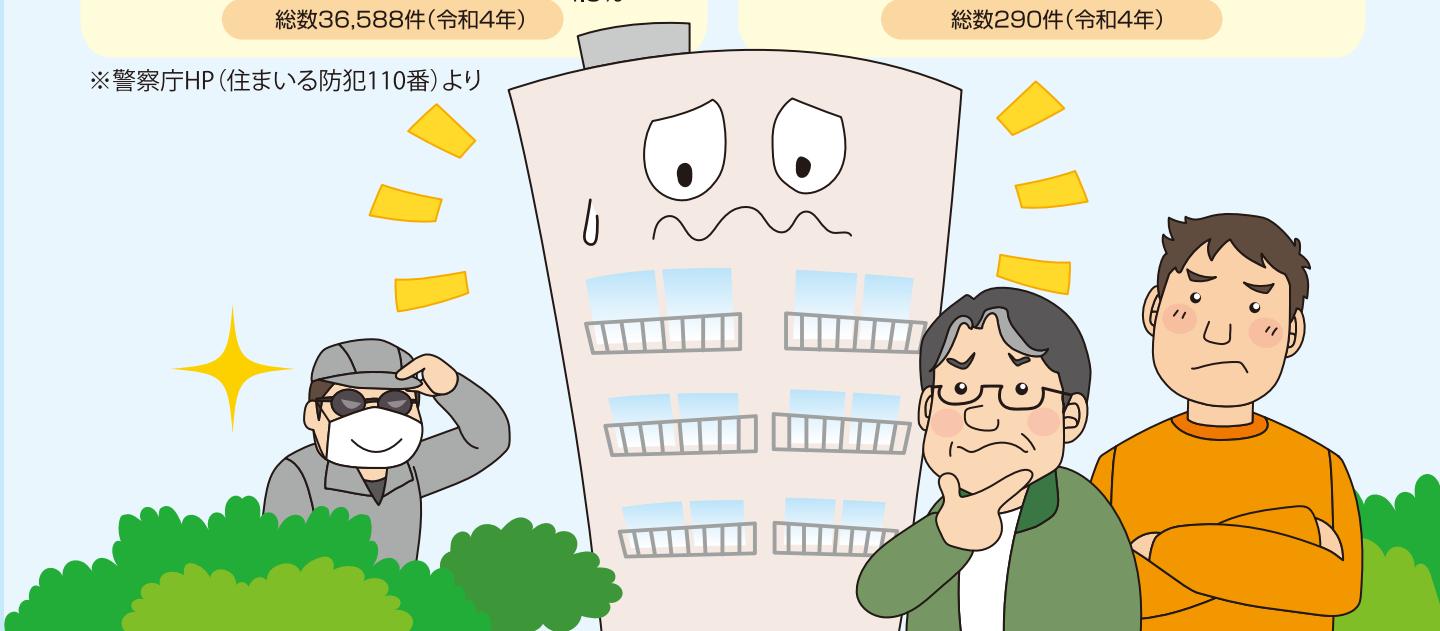
侵入**窃盗**の発生場所別 認知件数



侵入**強盗**の発生場所別 認知件数

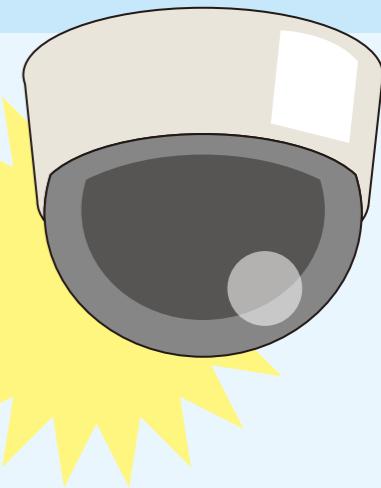


※警察庁HP(住まいの防犯110番)より





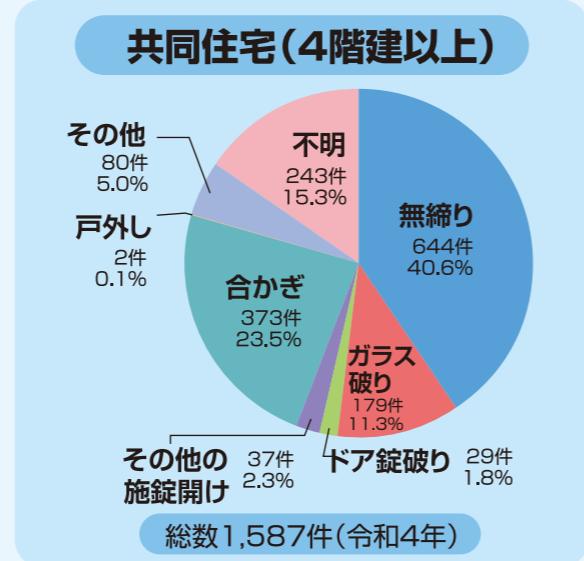
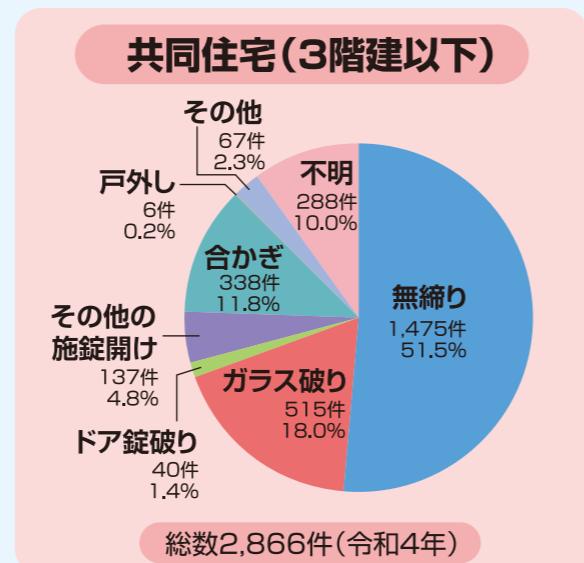
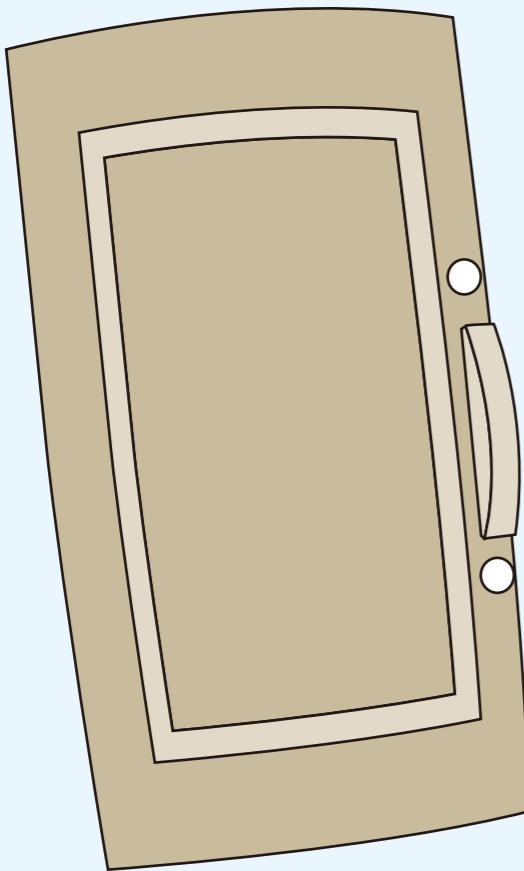
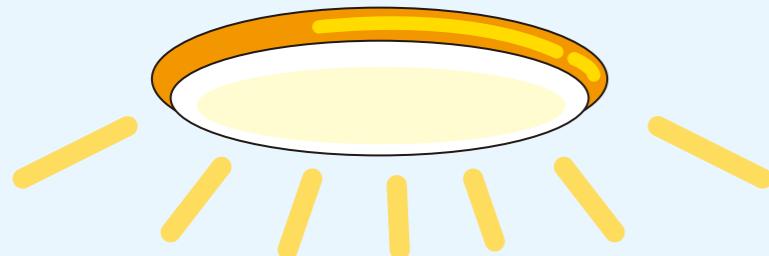
マンションの防犯対策



2 侵入手口は多様化している!

高層住宅であっても窓ガラスを破っての侵入が多くみられます。そして4階建以上の共同住宅においては、一戸建住宅等と比較して合かぎによる侵入が大きな割合を占めているのが特徴です。

また、たとえオートロック付きマンションであっても、宅配業者等を装って侵入するケースも近年増えているようです。



※警察庁HP(住まいの防犯110番)より

3 防犯対策を見直そう!

① 防犯カメラの新設、増設、移設

エレベーター内や死角になっている場所等の、防犯カメラの設置について検討しましょう。

② 宅配ボックスの設置

なるべく他人がマンション内に(特に住戸玄関先まで)入らないように、宅配ボックスがないマンションではそれを設置する管理組合が増えています。

③ 照明照度の確認

共用玄関・共用廊下では、人の顔や行動が明確に識別できる照度が必要です。暗くなっている場所がないか、今一度点検してみましょう。

④ 見通しの確保

エントランス・共用廊下・駐輪場・ごみ置場等は、周囲からの見通しの確保が必要です。構造上それが難しい場合には、防犯カメラや人感センサー付照明器具の設置を検討しましょう。また、それらの場所に障害物がある場合は、速やかに撤去・移動しましょう。

⑤ 住戸の玄関ドアにダブルロックキーの設置

合かぎによる侵入が多発していることに鑑み、玄関ドアにもう一つ鍵をつけることは防犯上かなり有意義です。

⑥ 防犯ガラスへの入れ替えまたは防犯シートの貼り付け

窓ガラスを割っての侵入は、割れにくいガラスへの交換等をすることで、防犯上の効果が上がります。

⑦ モニター付きのインターホンの設置

訪問者を部屋内のモニターで確認してから解錠することができます。

紹介した方法のうち、共用部分については管理組合が実施します。

住戸内でも、共用部分にあたる場所(窓ガラス等)は個人で行えません。

また、個人で実施できても管理組合への届け出が必要となる場合があります。

いずれにしても、事前に管理規約や使用細則を確認しましょう。

4 居住者同士の防犯意識を高めよう!

自分たちの住まいは自分たちで守る、という意識が大切です。

子供からお年寄りまで家族全員で防犯意識の向上を図るために、日頃の居住者間のあいさつや情報交換を積極的に行ってまいりましょう。



特集記事監修：一般社団法人 東京都マンション管理士会 都心区支部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8神田Nビル5階 TEL 03-3527-9514



令和5年度版

「応援しますマンションライフ」 を発行しました。

当公社が行っている分譲マンション支援事業等をまとめた冊子「応援しますマンションライフ」の令和5年度版を作成しました。管理相談、計画修繕の調査に要する費用や共用部分の修繕工事に要する費用の助成など、分譲マンション管理組合の皆さまを支援するさまざまな施策等を掲載しております。各分譲マンション管理組合あて発送いたしましたのでご活用ください。

中央区分譲マンション管理組合交流会の活動報告

3月11日(土)に第20期定期総会が中央区役所大会議室で開催され、議案が全会一致で承認されました。総会終了後に第53回交流会が開催され、マンション管理士・酒井昭夫氏の「大規模修繕の進め方～近時の留意点～」の講演後、3グループに分かれて「大規模修繕工事に関するお困りごと」について活発な意見交換会を行うなど大変有意義な内容でした。

中央区分譲マンション管理組合交流会への入会のご案内

令和5年度の 交流会開催予定



第54回交流会 令和5年 7月16日(日)

第55回交流会 令和5年 10月22日(日)

第56回交流会 令和6年 3月9日(土)

第21期定期総会

交流会とは? ●中央区内に所在する分譲マンションの管理組合役員や区分所有者が、マンションの管理運営に関する情報を交換しあう場です。

参加資格は? ●団体会員:分譲マンション管理組合代表者
●個人会員:分譲マンションの区分所有者

活動は? ●分譲マンションの日々の活動について、情報交換を行う交流活動を年3回行っています。同じ問題を抱える方々との意見交換や経験者のアドバイスは大変貴重です。ひとりで悩まずご相談ください。

費用は? ●無料です。

いつでも入会できます。あなたも参加してみませんか? 見学もできます。

【申込(問合せ)先】交流会事務局:中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課

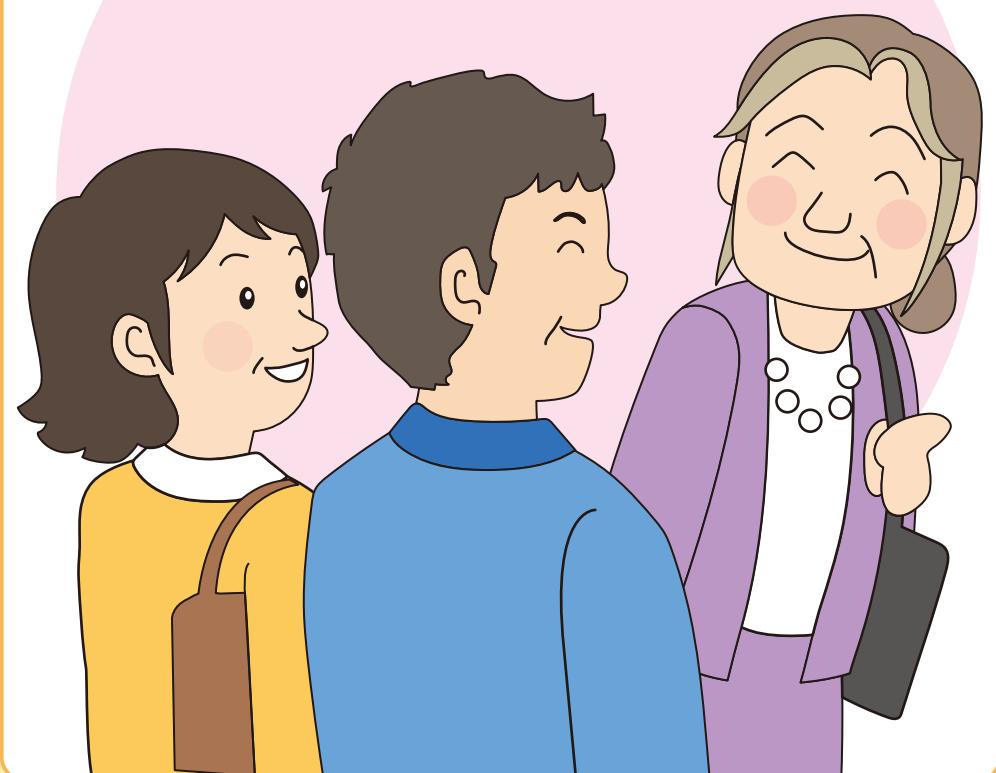
TEL 03-3561-5191 FAX 03-3561-5192



エンジョイ♪マンションライフ! その57

旧知の友人が夫婦で来訪しました。彼らの住まいは戸建て住宅で、マンションのインターホンの操作方法が分からず手間取っていました。

なんとか入館できた後、玄関ホールで居住者の方から会釈されたことに驚いたようで、「入館の面倒さはありますが、安全性がありますね。」と話していました。



編集・発行

一般財団法人 中央区都市整備公社

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2階

TEL 03-3561-5191 FAX 03-3561-5192

e-mail zai.chuo.toshi.kosha@theia.ocn.ne.jp

URL <https://www.chuoku-toshiseibikosha.or.jp/> (中央区役所のホームページとリンクしています)

公社利用のご案内

●受付時間:平日の午前8時30分～午後5時 ●お休み:土・日曜日、休日、年末年始